

『スツと置いてピツと認証！』

～マイナ保険証を使ってみよう～

マイナンバーカードが健康保険証として医療機関で利用できるようになったが、実際に使っている人はまだ少ないのではないだろうか。アオノ薬局に、マイナ保険証について教えてもらった。

マイナ保険証には メリットがたくさん！

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録するマイナ保険証。その主な利点について「より良い医療が受けられる安心感、各種手続きが簡単にできる利便性、医療費の節約」の3つを挙げる。

本人が同意すれば、特定検診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査のリスクが低減する。同様に薬の情報を医師・薬剤師と共有

できれば、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減らすことができる。また薬の情報などが連携されるので、旅行先や災害時にも心強い存在だ。

利便性も各段にアップする。マイナポータルで医療費通知情報入手できるので医療費控除の確定申告が簡単になるほか、医療費が高額な場合に申請する「限度額認定証」が省略できる。就職・転職後の保険証の切り替え・更新や、

高齢受給者証の持参も不要だ。

加えて、マイナ保険証を利用すれば従来の健康保険証利用時より初診・調剤での医療費が節約できる場合があるのも、利用者にとって大きなメリットだろう。

安全・安心のマイナ保険証 ～余裕をもって手続きを

ナンバーを他人に見られるのではとマイナ保険証の利用に不安を抱く人も多いようだが、「医療機関や薬局の窓口職員がマイナンバーを取り扱うことはありません」と説明する。「もし見られたとしても他人がマイナンバーカードを使って手続きすることはできない仕組みになっています」

また、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカード

のICチップに入ることはない。もし紛失してもすぐにカードの一時停止手続きができるので、安心だ。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、申し込みが必要。マイナポータルやセブン銀行ATM、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーで手続きできる。

なお、令和6年12月2日以降、新規に健康保険証は発行されない。発行済みの健康保険証については、廃止後、最大1年間、従来通り使用できるよう経過措置が設けられるが、余裕をもってマイナ保険証の手続きをしておこう。

「マイナ保険証を利用できる医療機関・薬局はステッカーやポスターが目印ですので、ぜひご利用ください」